

◎新潟県告示第716号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理方法に係る協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年6月22日

新潟県三条地域振興局長

- 1 道路の種類及び路線名
県道 三条下田線
- 2 道路の位置
三条市高岡字下川原243番2から同市滝谷字土手外91番1まで
- 3 他の工作物の管理者の名称及び所在
名称 河川管理者 新潟県三条地域振興局長
所在 三条市興野1丁目13番45
- 4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。）以外の部分の改築、維持（路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルの範囲内を除く。）又は修繕
- 5 管理の期間
平成30年2月22日から当該施設の存続する日まで